

「義務教育費国庫負担拡充」及び教育条件整備のための意見書

日々、教育発展のために御努力頂いていることに敬意を表します。

さて、今日の教育の抱えている課題を解決するためには、地域や子供の状況を踏まえ多様な教育活動が推進できるよう、「当事者」である学校や市町村教育委員会が主体的に運営できる仕組みに改善することが喫緊の課題です。

そのためには財政的な保障が必要であり、それは国としての責務です。しかし、小泉政権下の「三位一体」改革の中で、教育的論議と国・都道府県・市町村の教育の役割をどう担うかの検討も十分なされないまま国庫負担金の大幅な見直しがされ、6年前、国は義務教育の国庫負担率をこれまでの「2分の1」から「3分の1」に削減しました。

現在においても地方分権や道州制などの議論の中で、財源確保として国から地方への「一括交付金」「教育一括交付金」等の問題が十分に議論されておらず、解決しておりません。もし、義務教育費国庫負担制度がなくなれば、自主財源の厳しい地方公共団体では、義務教育に十分な予算を回すことができなくなり、地方公共団体間での教育条件に大きな格差が生じます。特に、多くの離島僻地校を抱える本県は非常に深刻な状況に置かれることが十分予想されます。

子供たちの教育条件に、地域による格差を生じさせてはなりません。少なくとも憲法に保障された義務教育においては、全国均質の教育条件を国の責任で保障すべきです。よって、本市議会は、下記事項が速やかに実施されるよう要請する。

記

- 一、教育の機会均等とその水準の維持向上を図るため、その根幹となる義務教育費国庫負担制度を堅持し、早急に国の負担を（2分の1以上に）拡充すること。
- 一、次期教職員定数改善計画を速やかに実施するとともに、学校現場に必要な教職員を確保し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職の配置も拡充すること。
- 一、意欲と情熱を持って教育に取り組むすぐれた教員を確保するため、人材確保法を堅持し、勤務実態を踏まえた教員の処遇改善に努めること。
- 一、教育関係予算を増額し、充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年6月20日

糸 満 市 議 会

あて先：内閣総理大臣、文部科学大臣